

令和元年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例

- 法：電気事業法
- 施行規則：電気事業法施行規則
- 報告規則：電気関係報告規則
- 電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電技解釈：電気設備の技術基準の解釈
- 火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
- 風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

【火力発電設備】 立入検査実施件数 5 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
電路の使用電圧が 300V を超えるもので、絶縁抵抗値が 0.4MΩ を下回っている。	電技省令第 58 条

- 保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主な指摘事項
・保安規程に基づく巡視、点検及び測定に係る記録が一部されていない。 ・保安規程に基づく巡視、点検及び測定が規定に基づき実施されていない。 ・保安規程に基づく保安教育、訓練の実施記録が作成されていない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（1 事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
・保安規程に基づく組織図体制図が、現行の組織体制図と相違している。	

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（3 事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
・法第 55 条第 4 項の審査を、定期事業者検査修了後適切に受審するため、社内の管理方法を見直すこと。 ・報告規則第 4 条の表第 16 号の代表者氏名変更届出がなされていない。(2)	

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 4 件

- 保安規程に違反する指摘（2 事業場）

主な指摘事項
・電気主任技術者（外部委託）が実施した点検結果（指導）に対する措置計画等の対応状況が明確になっていない。 ・保安規程に基づく巡視、点検及び測定が規定に基づいた周期で実施していることの確認ができない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（2 事業場）

主な指摘事項
・保安規程に定める総括管理者の役職と組織系統図に記載の役職とが相違している。 ・保安規程と細則（巡視点検要領）とで点検頻度に差異が認められた。 ・保安規程において注釈により点検頻度を変更できるものとしているが、どのような場合に変更できるのか根拠が不明である。 ・保安規程で規定している命令系統が別表において明記されていない。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【風力発電設備】 立入検査実施件数 3件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
架空電線路の支持物において、足場金具が地表上1.8m以内に施設されている。	電技省令 24 条 電技解釈 53 条

- 保安規程に違反する指摘（1事業場）

主な指摘事項
保安規程に定める頻度で接地線の導通確認の測定試験が行われていない。

以下の件については指摘なし

- 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【太陽光発電設備】 立入検査実施件数 1件

指摘なし

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 3件

指摘なし

【需要設備】 立入検査実施件数 11 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（3 事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
接地抵抗値が規定値を満たしていない	電技省令 10 条、11 条 電技解釈 17 条
高圧真空遮断器の動作不良	電技省令 14 条、15 条
低圧電灯盤と低圧非常電灯盤の回路が混触し漏洩電流が発生している	電技省令 4 条

- 保安規程に違反する指摘（7 事業場）

主な指摘事項
別表第 1 の保安管理組織が実態と相違している
保安に従事する者に対する保安教育及び訓練を実施していない
保安に従事する者に対する保安教育及び訓練の実施記録がない
電気主任技術者が月次点検及び年次点検記録を確認していない
巡視・点検・測定を一部実施していない
巡視点検測定並びに手入基準に規定していない設備がある
巡視点検記録が別表第 2 の点検箇所内容と相違している
点検の結果、技術基準に抵触する物の改修を実施していない
点検の結果、技術基準に抵触する物について合格と判定していた
保安規程の中で事業場の名称が相違している
巡視点検測定並びに手入基準の細則を定める規定となっているが定めていない
設備台帳が整備されていない

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（7 事業場）

主な指摘事項	根拠条文等
主任技術者が選任されていない	法第 43 条
主任技術者兼任承認申請書に添付された執務に関する説明書に記載した各事業場の点検内容が実施されていない	施行規則第 52 条第 4 項ただし書
法第 42 条に基づく保安規程変更及びその届出が行われていない	法第 42 条
兼任事業場の保安規程が重複して制定している	法第 42 条

高濃度 PCB 含有電気工作物管理状況届出が行われていない	報告規則第 4 条の 2 第 2 項
高濃度 PCB 含有電気工作物管理状況届出が行われていない	報告規則第 4 条の 2 第 2 項
ばい煙発生施設に係る設置者名等変更届出が行われていない	報告規則第 4 条
PCB 含有電気工作物設置等届出が行われていない	報告規則第 4 条の 2

以下の件については指摘なし

- 保安規程を変更する必要がある指摘